


カーボンニュートラル実現に向けた 公営住宅における取組について

令和4年3月31日

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

カーボンニュートラル実現に向けた公営住宅における取組

- 地方分権一括法による公営住宅法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、公営住宅の整備については、国土交通省で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従って行う必要がある。
 - 国の定める参酌基準を公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）にて定めるとともに、目安となる内容について通知しているところ。
- 
- カーボンニュートラルの実現に向けて、**公営住宅の省エネ化・再エネ導入を図るため、整備基準等の見直しを行う**（令和4年4月～）。

■ 公営住宅等整備基準（参酌基準）の見直し

	現行	見直し後（R4年度～）
省エネルギー対策	断熱等性能等級4	<u>ZEH水準</u>
再生可能エネルギー導入	—	<u>太陽光発電設備は原則設置</u>

【参考】

- 公営住宅法（昭和26年法律第193号）（抄）
（整備基準）

第5条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。